

公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に対して補助を行うことにより、中小企業の従業員と事業主の福利厚生を増進及び中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助金額)

第2条 補助の対象は、センターが行う次の事業にかかる経費のうち別表に定める経費とし、その全部又は一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター運営事業
- (2) 八王子市中小企業退職金共済掛金補助事業
- (3) 八王子市福利厚生促進奨励金事業

(交付申請)

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、補助事業開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定内容について、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）によりセンターに通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、補助金に係る適正な予算執行を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項により条件を付すときは、その内容を交付決定通知書に明記しなければならない。

(交付及び請求等)

第6条 第4条により交付決定した補助金は、センターからの請求を受けて一括又は分割で概算払にて交付するものとする。なお、請求及び受領手続については、八王子市会計事務規則（昭和39年八王子市規則第7号）の定めるところによる。

(内容変更等の申請)

第7条 補助金の交付決定を受けたセンターは、次のいずれかに該当する場合は、速やかに公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付内容変更等申請書（第3号様式）を市長に提出し、その内容について市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき（軽微なものを除く）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(内容変更等の承認)

第8条 市長は、前条の規定による内容変更等の申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその承認の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定内容について、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付内容変更等承認（却下）通知書（第4号様式）によりセンターに通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 センターは、補助事業が完了したときは、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、提出書類及び必要に応じて行う実態調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するかを審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項により確定した内容について、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金確定通知書（第6号様式）によりセンターに通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 市長は、センターが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）によりセンターに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第 10 条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助事業名	補助対象経費	補助率上限
公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター運営事業	人件費	10/10
八王子市中小企業退職金共済掛金補助事業	共済掛金補助金、通信運搬費、手数料、消耗品費	10/10
八王子市福利厚生促進奨励金事業	福利厚生促進奨励金、通信運搬費、手数料、消耗品費、印刷製本費	10/10